

旅行条件書（国内募集型企画旅行）

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、以下の各社のうちパンフレット・ホームページ等に記載する旅行社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

- ①(株)JTB(東京都品川区東品川3-11-2(東京都品川区東品川1-5-2観光庁長官登録旅行業第64号))
- ②(株)JTB(東京都品川区東品川1-5-2(観光庁長官登録旅行業第712号))
- ③(株)JTB(株)(神奈川県横浜市旭町11-21(観光庁長官登録旅行業第1492号))
- ④(株)JTB ビジネストラベルリソース(東京都江東区豊洲 5-6-52(観光庁長官登録旅行業第1571号))
- ⑤(株)JTB クロノ/リマーケティング&トラベル(東京都品川区東品川11-3-14(観光庁長官登録旅行業第1723号))
- ⑥(株)JTB ビジネスインバーターズ(東京都港区港南1-6-31(観光庁長官登録旅行業第1776号))
- ⑦(株)JTB コミュニケーションデザイン(東京都港区芝 3-23-1(東京都知事登録旅行業第2種7116号))

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを行います。

(3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット・ホームページ等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の約款(以下「当社約款」といいます)によります。当社約款が必要な方は、当社にご請求ください。又は当社ホームページからご覧いただけます。

3. 旅行の申込みと契約の成立時期

(1)当社又は「受託販売元」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて必要事項を申出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載されている商品ご特定用の申込金(必要事項又は旅行代金金額)を添えて申し込んでください。当社業務の都合上、専用の書面、画面に必要事項を記入した場合はもあります。申込金は旅行代金、取消料及び運送料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社が契約の締結を申し込んたときに成立するとします。

(2)①当社らは電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けことがあります。この場合予約の時点では契約は成立していません。当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に取引条件を確認のうえ、申込金をお支払いください。この期間内に申込金又は旅行代金の支払がなかった場合、当社らは申込みがなかったものとして取り扱います。

②お客様が当社ホームページにて、店舗で支払う方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内に取引条件を確認のうえ、申込金をお支払いください。この場合、前項の定めにより契約が成立します。

③お客様が当社ホームページにて、決済を行う方法を選択した場合、第26項の通信契約による旅行条件を適用し、第26項(3)の定めにより契約が成立します。

(3)旅行契約は、電話による申込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、申込金の支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。また、後者の場合であっても、通信契約によって契約を成立させたときは、第26項の定めにより契約が成立します。

(4)当社らは、特約を結んだ契約を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する事項は、当該契約責任者と間に行います。

(5)契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第31項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(6)当社らは、契約責任者が構成者に対して負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(8)当社らは、契約責任者から構成者等の申出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によつて申込金が増加し、変更に関する費用は、申込金負担となります。

4. ウェイティングの取り扱いについての特約

当社は、申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下によりお客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させ取り扱い(以下「ウェイティングの取り扱い」といいます)を行うことがあります。

(1)お客様がウェイティングの取り扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答を待つことができる期間(以下「ウェイティング期間」といいます)を確認のうえ、申込みに必要な事項を伺いし、申込金相当額をお預かりします。この時点で又は旅行契約は成立しておらず、また、当社らは将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2)当社らは、本項(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社らが本項(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(4)当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5)当社らは、ウェイティング期間内では旅行契約の締結を承諾する旨の回答を前にお客様らからウェイティングの取り扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様らからウェイティングの取り扱いを解除する旨の申出が取消対象期間にあつたときでも当社は取消料を収受しません。

5. 申込み条件

(1)申込み時点で18歳未満の方が親権者と同じ行ない場合は親権者の同意書の提出が必要であります。また、旅行開始時点で15歳未満又は中学生以下の方の参加には保護者の全行程同行を条件とします(一部語学研修ツアー等を除く)。

(2)参加にあたり一定の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に一致しない場合は、申込みをお断りすることがあります。

(3)お客様が①の①～③のいずれかに該当した場合は、申込みをお断りします。

①お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合

②当社らに対する暴力的又は不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又はこれらに準ずる行為が認められた場合

③風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害する等の行為、又はこれらに準ずる行為が認められた場合

(4)健康を害している方、車椅子等の器具を利用している方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮が必要とする方は、その旨を旅行契約の申込み時申し出てください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺い、又は書面にてそれらを申し出ていただくことがあります。また、旅行契約成立後になされた状況になった場合は直ちに申し出てください。

(5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同行者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様らから申出をいただいた措置を利用することがあります。ただし、旅行契約の申込みをお断りし、又は旅行契約を解除したことがあります。なお、お客様らから申出に基づき、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

(6)当社は、本項(1)(2)(4)(5)の場合で当社よりお客様に連絡が必要なときは、(1)(2)は申込みの日から、(4)(5)は申出の日から、原則として1週間以内に連絡します。

(7)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で引き受ける場合があります。

(8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、申込みをお断りする場合があります。

(9)その他当社の業務上の都合があるときは、申込みをお断りする場合があります。

6. 契約書と最終旅行日程表の送付

(1)当社らは、旅行契約成立後遅くはお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しします。契約書面はパンフレット・ホームページ・本旅行条件書(以下「構成要素」といいます)により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を構成する書面として、当社らはお客様に、集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を、遅くも旅行開始日の前日までに「お渡しします。ただし、申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、郵送、電子メール等によるお渡しし、インターネットを利用してアプリ等で案内することがあります。

7. 旅行代金の支払い

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に申込みの場合は、旅行開始日の当社らが指定する期日までに「お支払いいただきます」。

(2)本項(1)の定めにかかわらず、航空会社と協定する個人包括旅行運賃(申込時期、利用便の空席状況によって運賃が変動)適用の航空券を使用するコースは申込みと同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。

(3)当社とお客様が第26項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含む)や所定の取消料、違約料、第11項に規定されている追加料金及び第14項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様から申出がなくなり、お客様の承認日といたします。なお、一部通信契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

8. 旅行代金について

(1)旅行代金は、パンフレット・ホームページ等に記載の旅行代金(又は基本代金)に追加代金を加え、割引代金を差し引いた計算後の金額をいいます。旅行代金は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「特に注釈の無い」費用を指し、旅行代金に含まれません。

(2)特に注釈の無い旅行開始日を基準に、おとな代金は満12歳以上の方に適用します。こども代金は満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方に適用します。

9. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道、バス等運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス、普通車を基準とします)

(2)旅行日程に明示した空港・駅・港等と宿泊施設間の送迎料(お客様負担である旨を表示した場合を除く)

(3)旅行日程に明示した観光料金(バス料金・入場料・ガイドが案内する場合のガイド料)

(4)旅行日程に明示した1室あたりの利用人数による宿泊料金及び消費税・サービス料(特に表示のない場合、宿泊税・入湯税は含みません)

(5)旅行日程に明示した異国間内での寄託手荷物運搬料金(各航空会社、利用座席クラス、路線によって異なるため詳しくは航空会社にお問い合わせください)

(6)添乗員同行サービス(添乗員経費を含む)団体旅行の心付け

(7)その他パンフレット・ホームページ等で旅行代金に含まれる旨を表示したもので上記費用はおお客様の都合により一部利用できなくとも払い戻ししません。

(8)空港送迎込みのコースにおける空港諸税(該当コースについては、関係機関により空港諸税の増減又は廃止された場合でも旅行代金の変更はありません)

10. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

(1)超過手荷物料金(所定の重量・容量・個数を超過した場合)及びすべて有料の場合の寄託手荷物料

(2)宿泊税・入湯税等、宿泊施設利用時に宿泊施設が徴収する諸税(新設されたものを含む、ただしパンフレット・ホームページ等で旅行代金に含む旨表示した場合を除く)

(3)クレジット代、電話代、ホテルやレストラン従業員等のチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料

(4)希望者が参加するオプションツアー料

(5)運送機関が課す付加運賃、料金(燃油サーチャージ、国際指定運賃等)

(6)お客様の自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(7)特別な配慮が必要な場合で講じた措置に要する費用

(8)傷害・疾病に係る医療費等

(9)国内旅行保険料

(10)宿泊施設等が運行する送迎サービスに係る費用

(11)インターネットを通じたサービス提供による通送料

11. 追加代金と割引代金

(1)第8項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除く)。

①ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための当社が「○○プラン」等と称する追加代金

②「食事なし」プラン等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金

③ホテルの宿泊延長のための当社が「○○プラン」等と称する追加代金

④航空座席のクラス変更に関する追加代金

⑤その他、基本旅行代金に含まれないレストランチェックインや航空会社指定に要する追加代金(「○○プラン」(追加)代金」等と称するもの)

(2)第8項でいう「割引代金」は、早期申込者を対象とした割引等、「○○割引(代金)」等と称するものをいいます(あらかじめ割引後の旅行代金を設定した場合を除く)。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画にらならない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ遅やかに、当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービス、その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

(2)当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、パンフレット・ホームページ等に特に記載されている場合を除き、IT運賃(包括旅行用運賃)を適用しており、お客様の都合により復路の便に搭乗しなかった場合は、航空会社の運賃条件・規定により、当社へ片道普通運賃との差額等をお支払いいただくことがあります。また、航空会社の規定する運送約款に基づき当社が予約、発券済み航空便の全座席を順繰りに利用することが条件となりその先の予約に限らずお客様の都合により一部座席の便に搭乗しなかった場合は、航空会社によりその先の予約が取り消され、新たに航空券を購入いただくことがあります。

(3)お客様の都合による出発、帰着日及びコースの変更はできません。また、運送機関の便、クラスや宿泊施設の客室タイプ・利用人員等、契約内容の一部の変更であってもお受けできない場合があります。これらについては、旅行全体の取消とみなし、契約解除のうえ新たな旅行契約を締結していただくこととなります。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定する程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様へ通知します。

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含む)の減少又は増加が生じたときは、その差への提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバークッキング)の場合を除き、当社ははの変更差額の範囲内で旅行代金を変更します。

(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責任で帰すべき事由による当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したとごとのにより旅行代金の額を変更することがあります。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、この場合、お客様に当社所定の書面・画面に必要事項を記入の上、当社に提出いただけます。ただし、交替に要する手数料として所定の金額を申し受けます(その他に航空券発着済みのときの再発券に係る費用や利用運送機関・観光施設等の再予約に伴う追加費用等を別途請求する場合があります)。また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り渡す方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は、コースや申出時期、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の安全に及ぼさない等の理由により、交替を断る場合があります。

15. 旅行開始前の契約解除・払戻し

(1)お客様による解除・払戻し

①お客様はパンフレット・ホームページ等に記載した取消料を支払うことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除の申出は、旅行契約を締結した申込窓口の営業時間内にお受けします。当該窓口の営業日・営業時間はお客様自身で必ず確認ください。

②お客様は次に掲げる場合において、本項(1)の①の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第25項の表左欄に掲げるものその他の事由によるものであることと限りません。
- 第13項規定による旅行代金が増加されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能とならざるおそれがあるときとします。
- 当社らがお客様に対し、第6項(2)に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
- 当社の責にかかるとき、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行実施が不可能となつたとき。

③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻します。取消料が申込金を上回る場合は、差額分を申し受けます。また本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

(2)当社による解除・払戻し

①お客様が第7項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合、本項(1)の①に規定する取消料と同額の差額を払い戻します。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- お客様が第5項(3)の①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。
- お客様の人数が本項(1)の①から③までのいずれかに記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日曜日は3日目)にあたる日より前までに、旅行を中止する旨を通知します。

(3)お客様が旅行開始日の前日または前々日のいずれかに、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないときは、あるいはそのおそれがあるときは、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないときは、

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能とならざるおそれがあるときとします。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から運約料を差し引いて払い戻します。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

16. 旅行開始後の契約解除・払戻し

(1)お客様による解除・払戻し

①お客様は本項(1)の①により旅行サービスの一部を利用されなかった場合、又は途中で離断された場合、当社はお客様が権利放棄とみなし一切の払い戻しをいたしません。

②旅行開始後であっても、お客様の責任で帰さない事由によるお支払い約款面に記載した旅行サービスの提供を受けなかった場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することによってなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責任で帰すべき事由による場合は、当社は当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社による解除・払戻し

①旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

b. お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらに同意し得ないその他の旅行者による暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。

c. お客様が第5項(3)の①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。

②解除の后果及び払い戻し

本項(1)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいたその提供を受けたい旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

③本項(2)の①の a.、d. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要の手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担となります。

旅行条件書（国内募集型企画旅行）

④3301004(2026.5月改訂)